

吸収分割に係る事前開示書面（変更）

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面）

2020 年 4 月 27 日

パナソニック株式会社

2020 年 4 月 27 日

吸収分割に係る事前開示書面（変更）

大阪府門真市大字門真 1006 番地

パナソニック株式会社

代表取締役 津賀 一宏



当会社は、2019 年 8 月 23 日付で H I T エナジー株式会社（旧商号：S O L E A 株式会社、本店所在地：大阪府貝塚市二色南町 15 番地 2、以下「承継会社」といいます。）との間で吸収分割契約（その後の変更を含む。）（以下「本件吸収分割契約」といい、本件吸収分割契約に基づき行う吸収分割を「本件吸収分割」といいます。）を締結し、2019 年 8 月 26 日付、2019 年 9 月 26 日付、2019 年 10 月 28 日付、2019 年 11 月 29 日付、2019 年 12 月 24 日付、2020 年 1 月 31 日付及び 2020 年 3 月 27 日付で会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前開示を行いました。が、2020 年 4 月 27 日付で本件吸収分割の効力発生日の変更に係る吸収分割契約変更契約を締結したこと等に伴い、2019 年 8 月 26 日付、2019 年 9 月 26 日付、2019 年 10 月 28 日付、2019 年 11 月 29 日付、2019 年 12 月 24 日付、2020 年 1 月 31 日付及び 2020 年 3 月 27 日付吸収分割に係る事前開示書面に変更が生じたので、会社法施行規則第 183 条第 7 号に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。なお、項目番号は 2019 年 8 月 26 日付吸収分割に係る事前開示書面の項目番号と対応しております。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）

以下の事項を追加いたします。

「当会社は、本件吸収分割の効力発生日を変更するため、2020 年 4 月 27 日付で、承継会社との間で本件吸収分割契約に係る吸収分割契約変更契約を締結いたしました。内容は別紙「吸収分割契約変更契約」のとおりです。」

4. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

以下の事項を追加いたします。

③ 当会社は、2019 年 11 月 28 日の取締役会において、当会社の 100%出資連結子会社であ

るパナソニック出資管理合同会社（本店所在地：大阪府門真市大字門真 1006 番地）（以下、「PEMJ」といいます。）の 100%出資連結子会社であるパナソニック セミコンダクターソリューションズ株式会社を中心に運営している半導体事業を Nuvoton Technology Corporation に譲渡すること、及び当会社と Nuvoton Technology Corporation との間に株式資産譲渡契約を締結することを決議しました。

- ④ 当会社の子会社であったパナソニック ホームズ株式会社は、当会社とトヨタ自動車株式会社との間で 2019 年 5 月 9 日付で締結された街づくり事業に関する合弁会社の設立に向けた統合契約に基づき、2020 年 1 月 7 日付で株式移転の方法によりプライム ライフ テクノロジーズ株式会社の完全子会社となりました。
- ⑤ 当会社の 100%出資連結子会社である PEMJ が、2020 年 4 月 1 日付で、トヨタ自動車株式会社に対して、PEMJ が保有するプライム プラネット エナジー&ソリューションズ株式会社の株式の一部を譲渡し、プライム プラネット エナジー&ソリューションズ株式会社を合弁会社化しました。
- ⑥ 当会社は、2020 年 3 月 5 日に、日本国内において総額 1,000 億円の無担保普通社債を発行しました。

以上



吸収分割契約変更契約

パナソニック株式会社（以下「甲」という。）及びH I Tエナジー株式会社（旧商号：S O L E A株式会社）（以下「乙」という。）は、甲及び乙の間で2019年8月23日付で締結（2019年9月26日付、2019年10月28日付、2019年11月29日付、2019年12月24日付、2020年1月31日付及び2020年3月27日付で変更）された吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」という。）の変更について、以下のとおり吸収分割契約変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割契約の変更）

本吸収分割契約第6条を、以下のとおり変更する（変更箇所は下線部）。

「第6条（効力発生日）」

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020年6月1日とする。但し、本吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。」

第2条（変更の効力）

本変更契約は、本吸収分割契約の不可分の一部をなし、本変更契約により変更、修正又は追加されたものを除き、本吸収分割契約の他の規定は引き続き効力を有するものとする。本変更契約締結日より、本吸収分割契約における「本契約」との文言は、本変更契約によって変更された本吸収分割契約を意味するものとする。

（以下余白）

本変更契約の締結を証するため、本変更契約書 2 通を作成し、各当事者が、それぞれ署名又は記名押印の上、各 1 通を保有する。

2020 年 4 月 27 日

甲： パナソニック株式会社
代表取締役 津賀 一宏



2020年4月27日

乙： HIT エナジー株式会社（旧商号：SOLEA 株式会社）

代表取締役

重田 光俊



